

平成9年10月17日  
条例第35号

平成9年12月26日  
規則第113号

第2節 水質の汚濁

（水質の汚濁の防止に関する規制基準）

第28条 水質の汚濁の防止に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。

- （1） 排水指定物質のうち、排出を防止すべきものとして規則で定める物質の種類ごとの許容限度
- （2） 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質その他の水の汚染状態を示す項目として規則で定める項目ごとの許容限度

2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。

（水質保全水域への排水の排出の禁止）

第30条 排水を生ずる事業者のうち、規則で定める事業者は、排水指定物質のうち、飲料水としての水質の保全のため排出を防止すべき排水指定物質で規則で定めるものを製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水を、飲料水としての水質の保全を必要とする水域として規則で指定する水域に排出してはならない。

2 前項の規定は、同項の規則の改正により新たに規則で定める事業者となった者及び新たに規則で定める物質となった物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水を同項の規則で指定する水域に排出している者については、規則で定める日から適用する。

第2節 水質の汚濁

（水質の汚濁の防止に関する規制基準等）

第33条 条例第28条第1項に規定する規制基準は、別表第9及び別表第10のとおりとする。

（水質保全水域への排水の排出の禁止）

第36条 条例第30条第1項に規定する規則で定める事業者は、次のとおりとする。

- （1） 第2条の2第1号から第25号までに規定する物質（第15号に掲げる物質にあっては、シス体に限る。）を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水を生じる事業者にあっては、統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号。以下「日本標準産業分類」という。）に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る業を営む者

ア 製造業

イ 電気・ガス・熱供給・水道業

ウ 情報通信業のうち、次に掲げる分類

（ア） 通信業

（イ） 映像・音声・文字情報制作業のうち、次に掲げる分類

a 管理、補助的経済活動を行う事業所

（41 映像・音声・文字情報制作業）

（b、c及びdに係るものに限る。）

b 音声情報制作業

c 新聞業

d 出版業

エ 運輸業、郵便業

オ 卸売業、小売業のうち、次に掲げる分類

（ア） 各種商品卸売業

（イ） 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

- (ウ) 機械器具卸売業
- (エ) 機械器具小売業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
  - a 管理、補助的経済活動を行う事業所（59 機械器具小売業）（b、c及びdに係るものに限る。）
  - b 電気機械器具小売業（中古品を除く）
  - c 電気事務機械器具小売業（中古品を除く）
  - d その他の機械器具小売業
- (オ) その他の小売業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
  - a 管理、補助的経済活動を行う事業所（60 その他の小売業）（b、c及びdに係るものに限る。）
  - b 家具・建具・畳小売業
  - c じゅう器小売業
  - d ホームセンター（日本標準産業分類による廃止前の統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号）による廃止前の統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成19年総務省告示第618号）による廃止前の統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成14年総務省告示第139号）に定める家具・じゅう器・機械器具小売業に係るものに限る。）
- カ 不動産業、物品賃貸業（物品賃貸業に限る。）
- キ 学術研究、専門・技術サービス業のうち、次に掲げる分類
  - (ア) 学術・開発研究機関
  - (イ) 技術サービス業（他に分類されないもの）のうち、次に掲げる分類
    - a 管理、補助的経済活動を行う事業所（74 技術サービス業）（b、c、d及びeに係るものに限る。）
    - b 商品・非破壊検査業
    - c 計量証明業

- d 写真業
- e その他の技術サービス業
- ク 生活関連サービス業、娯楽業のうち、次に掲げる分類
  - (ア) 洗濯・理容・美容・浴場業
  - (イ) その他の生活関連サービス業
- ケ 教育、学習支援業のうち、次に掲げる分類
  - (ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所
    - (81 学校教育) ((イ)及び(ウ)に係るものに限る。)
    - (イ) 高等教育機関
    - (ウ) 専修学校、各種学校
  - (エ) 管理、補助的経済活動を行う事業所
    - (82 その他の教育、学習支援業)
    - ((オ)及び(カ)に係るものに限る。)
  - (オ) 職業・教育支援施設
  - (カ) 他に分類されない教育、学習支援業
- コ 医療、福祉のうち、次に掲げる分類
  - (ア) 医療業
  - (イ) 保健衛生
  - (ウ) 社会保険・社会福祉・介護事業のうち、次に掲げる分類
    - a 管理、補助的経済活動を行う事業所
      - (85 社会保険・社会福祉・介護事業)
      - (bに係るものに限る。)
    - b 介護老人保健施設
- サ 複合サービス事業
- シ サービス業（他に分類されないもの）のうち、次に掲げる分類
  - (ア) 自動車整備業
  - (イ) 機械等修理業（別掲を除く）
  - (ウ) 職業紹介・労働者派遣業
  - (エ) その他の事業サービス業
- (2) 第2条の2第26号に規定する物質（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。）を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水を生じる事業者にあつては、日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る業を営む者
  - ア 製造業のうち、次に掲げる分類
    - (ア) 繊維工業のうち、次に掲げる分類
      - a 管理、補助的経済活動を行う事業所
        - (11 繊維工業) (bに係るものに限る。)

- b 化学繊維製造業
      - (イ) 化学工業
      - (ウ) 石油製品・石炭製品製造業
      - (エ) 鉄鋼業
      - (オ) 非鉄金属製造業
      - (カ) 金属製品製造業
      - (キ) はん用機械器具製造業
      - (ク) 生産用機械器具製造業
      - (ケ) 業務用機械器具製造業
      - (コ) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
      - (サ) 電気機械器具製造業
      - (シ) 情報通信機械器具製造業
      - (ス) 輸送用機械器具製造業
      - (セ) その他の製造業のうち、次に掲げる分類
        - a 管理、補助的経済活動を行う事業所  
(32 その他の製造業) (b及びcに係るものに限る。)
        - b 時計・同部分品製造業
        - c 眼鏡製造業 (枠を含む)
    - イ 電気・ガス・熱供給・水道業
- 2 条例第30条第1項に規定する規則で指定する水域は、次に掲げる水域とする。
- (1) 次に掲げる湖沼
    - ア 芦ノ湖
    - イ 丹沢湖 (三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。)
    - ウ 津久井湖 (城山ダム上流端から上流の滞水域をいう。)
    - エ 相模湖 (相模ダム上流端から上流の滞水域をいう。)
    - オ 奥相模湖 (道志ダム上流端から上流の滞水域をいう。)
    - カ 宮ヶ瀬湖 (宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。)
  - (2) 前号アからカまでに掲げる湖沼に接続して流入する河川及び水路
  - (3) 次に掲げる河川 (接続して流入する支派川及び水路を含む。以下この号において同じ。)
  - ア 千歳川 (アゲジ沢との合流点から上流の区域に限る。)
  - イ 新崎川 (東海道新幹線新崎川鉄橋上流端から上流の区域に限る。)
  - ウ 早川
  - エ 酒匂川 (飯泉取水堰 (ぜき) 上流端から上流

の区域に限る。ただし、第1号イに掲げる湖沼及びこれに接続して流入する河川を除く。）

オ 金目川（土屋橋上流端から上流の区域に限る。）

カ 相模川（寒川取水堰（せき）上流端から上流の区域に限る。ただし、第1号ウからカまでに掲げる湖沼及びこれらに接続して流入する河川を除く。）

3 条例第30条第1項に規定する規則で定める排水指定物質は、次に掲げる排水指定物質とする。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる水域にあつては、第2条の2第1号から第26号までに掲げる物質（第15号に掲げる物質にあつてはシス体に限り、第26号に掲げる物質にあつてはし尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。）

(2) 前項第3号に掲げる水域にあつては、シアン化合物

別表第10（第33条、第37条関係）

公共用水域に排出される排水の規制基準（2）

事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

1 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度

（1）事業所（（2）から（4）までに掲げるものを除く。）に係る排水についての基準

（単位 mg/l）

項目	区分	甲水域				乙水域及び海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域			
		新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量		5	20	15	25	25	60
化学的酸素要求量		5	20	15	25	25	60
浮遊物質量		15	50	35	70	70	90

- 備考 1 「甲水域」とは、第36条第2項に規定する水域をいう。
- 2 「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。
- 3 「水質保全湖沼」とは、第36条第2項第1号及び第2号に規定する水域をいう。
- 4 「新設」とは、昭和46年9月11日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。ただし、次に掲げる事業所の区分にあつては、それぞれ当該区分に定める日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- （1）廃棄物の最終処分場 昭和62年9月10日
- （2）日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る事業所であつて1日当たりの排水の量が50立方メートル未満のもの 平成10年4月1日
- ア 製造業のうち、次に掲げる分類
- （ア）食料品製造業
- （イ）飲料・たばこ・飼料製造業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
- a 管理、補助的経済活動を行う事業所（10 飲料・たばこ・飼料製造業）（bに係るものに限る。）
- b たばこ製造業
- イ 情報通信業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
- （ア）通信業
- （イ）映像・音声・文字情報制作業のうち、次に掲げる分類
- a 管理、補助的経済活動を行う事業所（41 映像・音声・文字情報制作業）（b及びcに係るものに限る。）
- b 新聞業
- c 出版業
- ウ 卸売業、小売業
- エ 不動産業、物品賃貸業のうち、次に掲げる分類
- （ア）不動産賃貸業・管理業のうち、次に掲げる分類
- a 管理、補助的経済活動を行う事業所（69 不動産賃貸業・管理業）（bに係るものに限る。）
- b 駐車場業
- （イ）物品賃貸業
- オ 学術研究、専門・技術サービス業
- カ 宿泊業、飲食サービス業

- キ 生活関連サービス業、娯楽業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
  - (ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所（79 その他の生活関連サービス業）（(イ)に係るものに限る。）
  - (イ) 旅行業
- ク 教育、学習支援業
- ケ 医療、福祉
- コ 複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）
- サ サービス業（他に分類されないもの）のうち、次に掲げる分類を除いたもの
  - (ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所（88 廃棄物処理業）（(イ)に係るものに限る。）
  - (イ) 廃棄物処理業（廃棄物の最終処分場に係るものに限る。）
- 5 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 6 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 7 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に規定する方法による。
- (2) 日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る事業所であって1日当たりの排水の量が20立方メートル未満のもの（(3)に該当するものを除く。）、平成10年4月1日前に設置された1日当たりの排水の量が50立方メートル未満のもの（同日前から設置の工事がされているものを含み、(3)又は(4)に該当するものを除く。）及びし尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所（(3)又は(4)に該当するものを除く。）に係る排水についての基準
  - ア 製造業のうち、次に掲げる分類
    - (ア) 食料品製造業
      - (イ) 飲料・たばこ・飼料製造業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
        - a 管理、補助的経済活動を行う事業所（10 飲料・たばこ・飼料製造業）（bに係るものに限る。）
        - b たばこ製造業
  - イ 情報通信業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
    - (ア) 通信業
      - (イ) 映像・音声・文字情報制作業のうち、次に掲げる分類
        - a 管理、補助的経済活動を行う事業所（41 映像・音声・文字情報制作業）（b及びcに係るものに限る。）
        - b 新聞業
        - c 出版業
  - ウ 卸売業、小売業
  - エ 不動産業、物品賃貸業のうち、次に掲げる分類
    - (ア) 不動産賃貸業・管理業のうち、次に掲げる分類
      - a 管理、補助的経済活動を行う事業所（69 不動産賃貸業・管理業）（bに係るものに限る。）
      - b 駐車場業
    - (イ) 物品賃貸業
  - オ 学術研究、専門・技術サービス業
  - カ 宿泊業、飲食サービス業
  - キ 生活関連サービス業、娯楽業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
    - (ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所（79 その他の生活関連サービス業）（(イ)に係るものに限る。）
    - (イ) 旅行業
  - ク 教育、学習支援業
  - ケ 医療、福祉
  - コ 複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）
  - サ サービス業（他に分類されないもの）のうち、次に掲げる分類を除いたもの

- (ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所（88 廃棄物処理業）（(イ)に係るものに限る。）  
 (イ) 廃棄物処理業（廃棄物の最終処分場に係るものに限る。）

(単位 mg/ℓ)

生物化学的酸素要求量	130
化学的酸素要求量	130
浮遊物質	160

- 備考 1 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。  
 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。  
 3 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に規定する方法による。

(3) し尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所であってし尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員（以下この表において「処理対象人員」という。）が50人以下のし尿浄化槽を除く。）を設置する事業所（(4)に該当する事業所を除く。）及び下水道終末処理施設のみを設置する事業所に係る排水についての基準

ア 処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽を設置する場合

(単位 mg/ℓ)

項目	区分	
	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量	25	40
化学的酸素要求量	25	40
浮遊物質	70	80

イ 処理対象人員が51人以上500人以下のし尿浄化槽を設置する場合

(単位 mg/ℓ)

項目	区分	
	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量	40	130
化学的酸素要求量	40	130
浮遊物質	80	160

ウ し尿浄化槽以外のし尿処理施設及び下水道終末処理施設を設置する場合

(単位 mg/ℓ)

生物化学的酸素要求量	25
化学的酸素要求量	25
浮遊物質	70

備考 1 「新設」とは、平成10年4月1日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。

2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。

3 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に規定する方法による。

(4) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に定める旅館業（下宿営業を除く。以下この表において「旅館業」という。）に属する事業所（これらの事業所から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。以下同じ。）を処理するための事業所を含む。）で1日当たりの排水の量が20立方メートル以上のものに係る排水についての基準

ア 一般基準

(単位 mg/ℓ)

項目	区分 事業所の種類	甲水域				乙水域及び海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域		新設の場合	新設以外の場合
		新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
生物化学的 酸素要求量	1日当たりの排水の量が100立方メートル未満のもの	5	90	20	130	25	130
	1日当たりの排水の量が100立方メートル以上のもの	5	40	20	90	25	90
化学的酸素 要求量	1日当たりの排水の量が100立方メートル未満のもの	5	90	20	130	25	130
	1日当たりの排水の量が100立方メートル以上のもの	5	40	20	90	25	90
浮遊物質	1日当たりの排水の量が100立方メートル未満のもの	10	160	40	200	50	200
	1日当たりの排水の量が100立方メートル以上のもの	10	80	40	160	50	160

- 備考 1 「甲水域」とは、第36条第2項に規定する水域をいう。  
 2 「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。  
 3 「水質保全湖沼」とは、第36条第2項第1号及び第2号に規定する水域をいう。  
 4 「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中的のものを除く。）であって、1日当たりの排水の量が50立方メートル以上のもの及び平成10年4月1日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中的のものを除く。）をいう。  
 5 新設以外の事業所のうち平成10年4月1日前に設置されているもの（同日前から建設工事中的のものを含む。）であって、1日当たりの排水の量が50立方メートル未満のものから甲水域のうち水質保全湖沼の水域に排出される排水に係るこの表の適用については、生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の項中「90」とあるのは「130」とする。  
 6 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。  
 7 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に規定する方法による。

イ 昭和49年12月1日前に設置された旅館業に属する事業所（同日前から建設工事中的のものを含む。）であって処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽を設置する事業所から排出される排水に係る基準

(単位 mg/ℓ)

生物化学的酸素要求量	40
化学的酸素要求量	40
浮遊物質	80

- 備考 1 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。  
 2 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に規定する方法による。  
 2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観及び臭気の許容限度

項目	区分	甲水域				乙水域及び海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域			
		新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合
水素イオン濃度 (水素指数)		5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 mg/ℓ)		3	3	3	5	5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 mg/ℓ)		3	3	3	5	5	10
大腸菌群数 (単位 個/cm <sup>3</sup> )		1,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
外観	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。						
臭気	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。						

- 備考 1 「甲水域」とは、第36条第2項に規定する水域をいう。
- 2 「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。
- 3 「水質保全湖沼」とは、第36条第2項第1号及び第2号に規定する水域をいう。
- 4 「新設」とは、昭和46年9月11日(1の(4))に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日)以後に設置した事業所(昭和46年9月11日(1の(4))に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日)前から建設工事中のものを除く。)をいう。
- 5 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 6 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 7 水素イオン濃度に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現に湧出している温泉(温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。)を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。
- 8 排水の測定の方法は、次に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。
- (1) (2)及び(3)に掲げる項目以外の項目 環境庁告示第64号に規定する方法
- (2) 外観 規格K0102の8に定める方法
- (3) 臭気 規格K0102の10.2に定める方法